## 令和 5 年度 第 215 回佐用町農業委員会会議録

令和 5 年 4 月 21 日，午前 9 時 30 分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。
1．出席者は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 |
| 7 福田 範康 |  |  |  |
| 10 番 竹内 辰已 | 8 福原 正幸 | 11 番 | 間嶋 義弘 |
| 金谷 隆志 |  |  |  |
| 13 番 | 松岡 英雄 |  |  |
| 古川 由美 |  |  |  |

2．欠席委員は次のとおりです。

| 12 番 花井 義信 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．委員及び傍聴人を除くほか，議場に出席した者の氏名は次のとおりです。
農地利用最適化推進委員 吉田 将光•藤本 浩•横山 隆夫•梅本 正見•
陰山 哲博•髙本 耕作•春名 義高•淡路 剛
柿本 美満夫•谷口 茂博
事務局長代理 衣笠 基宏 ，書記 押田 晃英•波戸 雄太•谷邑 雅永

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第 18 条第 6 項の合意解約について
（3）報告第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項の届出について
（4）議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
（5）議案第2号 非農地証明の交付申請について
（6）議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。

事 務 局 本日は全員協議会により事務局長が出席できませんので，私衣笠が代理で出席さ せていただいております。令和 5 年度から事務局の体制が少し変わりまして，押田，波戸は引き続き担当となりますが，新たに谷邑が加わつております。農業委員会事務局と地域計画担当を兼務となりますのでよろしくお願いいたします。そ れでは，会長からあいさつをお願いいたします。

長（福田会長）みなさんおはようございます。早朝からご準備が大変だったと存じます が，なんとか午前中に会議を持てないかということで提案し，同意をいただいて このような形としております。午前中になったことで午後の仕事や予定がたてや すくなるのではないかと思います。支障があればまたご意見いただければと思い ます。本日は案件も多く，委員会終了後にはタブレットの配布，令和 4 年度の実績と令和 5 年度の目標，改選についての流れについても話し合いを行う予定とな っており，速やかに進めていければと思いますのでご協力よろしくお願いいたし ます。
それでは，佐用町農業委員会第 215 回 4 月定例委員会を開催いたします。本日 の欠席委員は 12 番花井委員です。したがって，ただいまの出席委員は 11 名であ りますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立し ております。次に，佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきます。 5 番の安本委員と 7 番の竹内委員にお願いいた します。それでは，ただいまから議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和5年4月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 （議案第1号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局より報告がありました，この案件につきまして，何かご意見質疑 ございませんか。
員 ありません。
長 意見等がないようですので，承認してよろしいですか。
員 はい。
議
長 それでは，報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に，報告第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について」を議題といたしま す。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による届出について 農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定により，下記農地の農業用施設用地への転用の届出が あったので確認を求める。令和5年4月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
長 ただいま事務局より報告がありました。続いて 1 番の案件につきまして，竹内委員より説明願います。
7 番（竹内委員）議席番号 7 番の竹内です。報告第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 1 ページから 8 ページになります。現地確認については 4 月 13 日 14 時 50分より，事務局の谷邑さん，波戸さん，行政書士の さん，事務員の $\square$ さん

と私の 5 名で行いました。申請場所は資料にありますように，仁位集落の申請者宅前にあります。申請人は現在 に住んでおられ，仁位の土地を佐用町の空 き家バンクに登録したく調べた結果，この建物は無き父が昭和 40 年に農作業用機械，資材を保管するために畑の一部に建てたものです。2月20日開催の第2 13 回農業委員会にて非農地証明申請があった物件の持ち主が，空き家バンクを利用して土地，建物を購入し農業の開始を希望しており，本件建物も農業用資材 の保管場所として利用したいとの要請があり，本申請に至っています。現地の状況としては，建物自体は木造のプレハブですが，残地については保全管理がされ ていました。届出面積が $82 \mathrm{~m}^{2}$ であり， $200 \mathrm{~m}^{2}$ 末満であり，残地については野菜等 を栽培するとのことです。また，水利や隣接地の同意書，本人の始末書も提出さ れており問題ないと思います。その他に関する事項は特にありません。以上を踏 まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。
員 ありません。
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。続いて議案第 1 号
「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局よ り説明願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 5 年 4 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」

$$
\text { (議案第 } 1 \text { 号, 議案書をもとに朗読) }
$$

長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，莟山委員より説明願います。
3 番（蔭山委員）議席番号 3 番の蔭山です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 9 ページからになります。現地確認については 4 月 7 日 9 時 30 分より，事務局の押田さん，谷邑さん，申請人とその父，私の 5 名で行いました。申請場所 は資料にありますように，佐用中学校の坂下付近です。譲渡人 2 名は

でそれぞれ生活しており，将来的にも佐用町に帰ってくることはない と考えられていて，佐用町の空き家バンク制度に登録されています。残った農地 についても手放したく思っていたところ，譲受人も農地の拡大を考えられていて，話し合いの結果意見がまとまり，今回の申請になりました。譲受人は，第3条第2項各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上 を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

議
長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。員 ありません。
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
委 員 はい。
議 長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。続いて 2 番の案件につきま して，担当委員が私ですので，議事進行を山本職務代理にお願いいたします。
職務 代理 失礼します。それでは，議事を進行します。 2 番の案件につきまして，福田委員 より説明を願います。
6 番（福田委員）議席番号 6 番の福田です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 18 ページから 23 ページになります。現地確認については 4 月 10 日 9 時よ り，譲受人，事務局の波戸さん，谷邑さん，私の 4 名で行いました。申請場所は国道 179 号線佐用町実栗交差点から県道 240 号線を江川方面へ約 10 km 行き，大畠集落内の交差点を末包方面へ約 1.5 km 行った末包集落内に位置します。譲渡人 は学校卒業後に へ移住され，帰郷する気もなく申請地の十分な管理ができ なくなり，平成 15 年ごろから譲受人が管理をされていることから，相談したとこ ろ快くらけていただき，今回の申請になりました。譲受人は 1 号， 2 号， 3 号の要件にも問題ありません。4号の農作業常時要件についても農業を営んでおり問題あ りません。6号，7号も現在活動されており問題ありません。第3条第2項の各号 にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当 であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務代理 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員 ありません。
職務代理 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員 はい
職務代理 それでは，2番の案件については承認されました。次の案件からは，会長に議事進行をお願いしたいと思います。
会 長 それでは議事を進行します。 3 番と 4 番の案件につきまして，間嶋委員より説明願 います。

8 番（間嶋委員）議席番号 8 番の間嶋です。議案第 1 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 24 ページからになります。現地確認については 4 月 11 日 16 時 30 分より，事務局の押田さん，波戸さん，【さんと ささんど行いま した。申請場所は資料にありますように，円光寺平瀬集落の国道を挟んで東側に位置しています。譲渡人は町外在住で，農地を十分に管理することができないこ とから，申請地の隣に住んでいる譲受人が一部を借り耕作管理されていましたが，相談の中で譲受人が引き続き耕作したいとのことで話がまとまり今回の申請とな りました。譲受人は 1 号の全部効率化要件については全ての農地を耕作するとし ているため問題ありません。2号は個人であるため問題ありません。3号は信託で

はないため問題ありません。4号は年間160日従事していますので問題ありませ ん。 5 号についても問題なく，6号についても登記簿のとおり問題ありません。 7号も地元の農作業の出役にも参加しておられますし，継続的な経営耕作となりま すので問題ありません。以上，第 3 条第 2 項各号にはいずれも該当しません。そ の他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて 4 番の案件について説明いたします。資料は 28 ページからになります。現地確認については 4 月 11 日 16 時 00 分より，事務局の押田さん，波戸さん，
とで行いました。申請場所は資料にありますよう に，上秋里集落の集会所の西側に位置しています。譲渡人は 在住で，相続 により申請地の所有者となりましたが，令和元年 3 月ごろから空き家となり管理 ができなくなり，家を含めた所有不動産を売却したいとのことで町の空き家バン クを利用するため登録していましたが，この度，譲受人が取得されることとなり今回の申請となりました。譲受人は 1 号の全部効率化要件については全ての農地 を耕作するとしているため問題ありません。2号は個人であるため問題ありません。 3 号は信託ではないため問題ありません。 4 号， 5 号についても問題なく， 6 号に ついても登記簿のとおり問題ありません。 7 号も地元の農作業の出役にも参加して おられますし，継続的な経営耕作となりますので問題ありません。以上，第3条第 2 項各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項も特にありません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いいたします。

長 審議については 1 件ずつ行います。 3 番の案件につきまして何かご意見，質疑ござ いませんか。
員 ありません。
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。続いて， 4 番の案件につきま して何かご意見，質疑ございませんか。

員 ありません。
長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは 4 番の案件につきましては承認されました。次に， 5 番と 6 番の案件につ きまして，松岡委員より説明願います。
9 番（松岡委員）議席番号 9 番の松岡です。議案第 1 号 5 番の案件について説明いたします。資料は 32 ページからになります。現地確認については 4 月 10 日 10 時より，譲受人の さん，事務局の谷邑さん，波戸さんの 4 名で行いました。申請場所は資料にありますように，県道の多賀相生線の上々集落から約 200 m 南に行き，西に入

った田となります。本土地は，譲受人の土地と分けまちとなった 1 枚の田でこれ まで譲受人が耕作していましたが，譲渡人が高齢で今後も耕作の意思が無く，譲受人に相談したところも譲受人も農地を拡大したいとの事で話がまとまり，今回 の申請となりました。譲受人は，これまで 10 年間農地を耕作しており，農作業常時要件についても年間 150 日の従事で問題ありません。また，地域調和要件につ いても，現状耕作中で問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考え ますので，ご審議のほどよろしくお願いします。
続いて，議案第 1 号 6 番の案件について説明いたします。資料は 36 ページからに なります。現地確認については4月10日 10 時 30 分より，譲受人の さん，
】さん，事務局の谷邑さん，波戸さんの 6 名で行い ました。申請場所は資料にありますように，旧中安小学校から南に入って，如来田集落の一番奥にあります。本土地は，譲渡人がいに住んでおり今後も耕作 の意思が無く，これまで耕作していた譲受人に相談したところも譲受人も農地を取得したいとの事で話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人は，従来の これまでの下限面積を満足せず新しい基準に該当します。その他の基準について は，農作業歴は 10 年間あり，農作業常時要件についても年間 150 日の従事で問題 ありません。また，地域調和要件についても，現状耕作中でまた農業の維持発展 に関する話し合い活動への参加，共同利用施設の取決めの順守等への協力も約束 しており問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。

議

議 長 それでは 6 番の案件につきましては承認されました。続いて 7 番の案件につきま して，古川委員より説明願います。
7 番（古川委員）議席番号 7 番の古川です。議案第 1 号 7 番の案件について説明いたします。資料は 43 ページからになります。現地確認については 4 月 11 日 10 時より，務局 の波戸さん，谷邑さん，行政書士の さんと私の 4 名で行いました。申請場所

は播磨徳久駅裏手にあり，J R 姫新線の線路と千種川の間に位置しています。譲渡人は高齢で今後の田の維持管理も難しくなり，規模拡大し地域の農地を守って いきたいと思われている譲受人との間で話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人は，自作地もあり，第3条許可基準に関して問題がありません。以上を踏 まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほど よろしくお願いいたします。

事 務 局 議案第 2 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和 5 年 4 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第3号，議案書をもとに朗読）
議
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきましては，担当委員が私ですので，議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。
職務 代理 失礼します。それでは，議事を進行します。 1 番の案件につきまして，福田委員 より説明を願います。
6 番（福田委員）議席番号 6 番の福田です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 47 ページから 56 ページになります。現地碓認については 4 月 10 日 9 時よ り，譲受人，事務局の波戸さん，谷邑さんと私の 4 名で行いました。申請場所は国道 179 号線佐用町実栗交差点から県道 240 号線を江川方面へ約 10 km 行き，大畠集落内の交差点を末包方面へ約 1.5 km 行った末包集落内に位置します。申請地 を管理している方へ贈与するために申請に至っております。申請地の状況ですが，昭和 50 年ごろに申請人の亡き父が申請地 2 筆を埋め立て，造成を行い資材置場と倉庫の敷地とし，併せて倉庫も建築していました。今回申請人が管理されている方へ贈与するにあたり調查したところ，申請地が農地であることが判明したので今回の申請となりました。もう一筆の申請地は昭和 50 年ごろの町道拡張工事の残地で， $44 \mathrm{~m}^{2}$ と面積が小さくなり，それ以降耕作放棄地となり現況は原野となって います。今回のことは農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合にあてはまります。隣接者の同意書，始末書も提出され，自治会長の証明書も提出されています。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いいたします。
職務 代理 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員 ありません。

職務 代理 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員 はい。
職務 代理 それでは，1番の案件については承認されました。次の案件からは，会長に議事進行をお願いしたいと思います。
議 長 それでは議事を進行します。続いて，2 番の案件につきまして，担当委員の古川委員より説明を願います。
13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 2 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 57 ページからになります。現地確認については 4 月 11 日 10 時 00 分より，事務局の波戸さん，谷邑さん，行政書士の さんと私の 4 名で行いました。申請場所は播磨德久駅裏手にあり，J R 姫新線の線路と千種川の間にある 2 筆の土地で，申請地のらち自宅の隣接地は事務所及び物置が作られ，その東隣には車庫 が建っており，もう一筆も整備工事がなされ，現況及び利用状況は完全に宅地状態になっています。申請人は経営する会社の社長を務めていた当時，事業拡大の ための事務所，物置が必要となり，平成 10 年にそれまで本社として利用していた申請地に事務所，物置を整備し，平成 13 年には東隣に車庫を新設して，もう一筆 の申請地も含め事業用地一団地化として整備し完全に宅地状態となっていました。 その後平成 31 年には車庫 1 棟を増設しましたが，今回不動産調査を行ったところ，地目が農地であることが分かり，今回の申請となりました。先ほどのことは非農地証明の審査基準 3－2 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまり，隣接者の同意書，自治会長及び水利代表者の同意書並びに本人 の始末書も添付されており問題ないと思います。その他の事項も特にありません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員 ありません。
議 長 意見等が無いようですので，2番の案件について承認してよろしいですか。
委 員 はい
議 それでは， 2 番の案件については承認されました。続いて， 3 番の案件につきま して，担当委員の金谷委員より説明を願います。
11 番（金谷委員）議席番号 11 番の金谷です。議案第 2 号 3 番の案件について説明いたします。資料は 66 ページからになります。現地碓認については 4 月 10 日 11 時より，行政書士の さん，事務局の波戸さん，谷邑さんと私の 5 名で行いまし た。申請場所のらち 1 つは資料にありますように，国道 179 号線桜橋信号から北 ～ 1 km 行き，湯小橋手前を左に 100 m ほど入ったところの山側になります。残り は湯小橋を渡り 500 m ほど行った右手の谷川に入ったところです。申請人は町へ山林の譲渡を申出しようとしたところ，地目が農地であることが分かり，今回の申請となりました。現地の状況は，昭和 60 年ごろから植林により山林になっており，

飼料 82 ページからの写真のとおりです。先ほどのことは非農地証明の審査基準 3－2農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまり，隣接者の同意書，自治会長及び水利代表者の同意書並びに本人の始末書も添付されて おり問題ないと思います。その他の事項も特にありません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願 いいたします。

局 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和5年4月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第3号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見，質疑ございませんか。
（「ありません」の声あり）
長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
員 はい。
長 それでは議案第 3 号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。
（午前 10 時 40 分 閉会）

令和5年4月21日

